

環境市民厚生常任委員会

日時 令和4年3月8日（火） 午前10時00分 ～
場所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 陳 情

- (1) 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情
- (2) 「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を求める陳情
- (3) 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情
- (4) 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情

4 議案審査

【市立病院】

- (1) 第 62 号議案 令和3年度亀岡市病院事業会計補正予算（第2号）

【環境先進都市推進部】

- (1) 第 55 号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）

【市民生活部】

- (1) 第 55 号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 第 56 号議案 令和3年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第 58 号議案 令和3年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

【こども未来部】

- (1) 第 55 号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）

【健康福祉部】

- (1) 第 55 号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 第 57 号議案 令和3年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

5 討 論～採 決

6 行政視察

7 行政報告

(1) 新型コロナワクチンの追加（3回目）接種の状況について
（健康福祉部）

(2) 新型コロナワクチンの小児（5歳～11歳）への接種計画について
（健康福祉部）

令和4年1月28日受理(持参)

2021年2月28日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 賢治

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都6階

介護施設の人員配置基準の引き上げのために、 国に対し意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律(条例)で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法廷の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態(特別養護老人ホームの場合「2.0:1」)まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について陳情します。

記

【陳情項目】

1. 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
2. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
 - ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
 - ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

「介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書」

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みがすすめられていない。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、今般のコロナ禍で人手不足が顕在化した。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善がすすまなければ、ゆくゆくは今と同じ状況になるであろうことは想像に難くない。こうした現状を改善するためには、「人員配置基準」の引き上げは必要不可欠である。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となる。同時に、水準の引き上げには介護報酬の引き上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望する。

1. 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
2. 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
3. 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

亀岡市議会
議長 福井 英昭

【提出先】

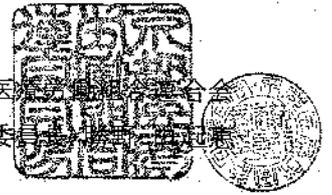
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

令和4年1月28日受理(粘)

2022年1月28日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 様

京都府
執行委



「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が 保障される医療体制を求める陳情書

【陳情趣旨】

従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がるなか、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で、病院にも宿泊療養にも入れず、保健所の連絡も間に合わない「自宅放置」が激増しました。

こうした中で政府は、事態の改善を図るところか「入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本」という方針を打ち出し、批判の噴出に「中等症は入院」と軌道修正したものの、「原則自宅療養」は撤回せず、いのちの危機にさらされる在宅患者の様子が、連日、マスコミで報道されました。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられています。

医療や保健所のひっ迫を理由に国が「自宅放置」を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が、患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離・保護による感染抑止を放棄するもので、爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療・公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものです。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰ひとり、必要な医療が受けられずいのちを落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法25条に定められた国と自治体の責務です。

また、病床や医療スタッフが足りないにも関わらず、国は、今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師・看護師の増員抑制を進めようとしています。

病院・病床や保健所の削減を進めてきたなかで新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能マヒに陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求めます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

【陳情項目】

1. 「原則自宅療養」を撤回し、災害級の感染拡大でも、国の責任で、誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。
2. 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直して、災害級の感染爆発に至っても一般医療と十分両立できる感染症に対応する施設・設備・人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。

「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を求める意見書（案）

従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がるなか、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で、病院にも宿泊療養にも入れず、保健所の連絡も間に合わない「自宅放置」が激増しました。

こうした中で政府は、事態の改善を図るどころか「入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本」という方針を打ち出し、批判の噴出に「中等症は入院」と軌道修正したものの、「原則自宅療養」は撤回せず、いのちの危機にさらされる在宅患者の様子が、連日、マスコミで報道されました。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられています。

医療や保健所のひっ迫を理由に国が「自宅放置」を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が、患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離・保護による感染抑止を放棄するもので、爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療・公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものです。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰ひとり、必要な医療が受けられずいのちを落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法25条に定められた国と自治体の責務です。

また、病床や医療スタッフが足りないにも関わらず、国は、今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師・看護師の増員抑制を進めようとしています。

病院・病床や保健所の削減を進めてきたなかで新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能マヒに陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求めます。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 「原則自宅療養」を撤回し、災害級の感染拡大でも、国の責任で、誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。

2. 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直し、災害級の感染爆発に至っても一般医療と十分両立できる感染症に対応する施設・設備・人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

亀岡市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年2月17日 受取
(持参)
2022年1月28日

亀岡市議会
議長 福井 英昭 殿

京都医療労働組合連合会
執行委員長 勝野 由

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都



安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めするなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し 国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

亀岡市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年1月28日受理(持参)

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

- 1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、保育士不足に拍車をかけています。

保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えることとなりますが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。

つきましては貴議会(貴職)より、国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出(採択)していただけるよう陳情いたします。

2022年 / 月 28日

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

〒6064-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2ラポール京都5階

京都保育団体連絡会

藤井 伸生

TEL075-801-8810

意見書ひな型

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

- 1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日 ○○○○議会

内閣総理大臣/財務大臣/厚生労働大臣

文部科学大臣/内閣府特命担当大臣(少子化対策)

衆議院議長/参議院議長

宛(各通)

表1

(京都保育団体連絡会)

国の保育所保育士配置基準(最低基準)の経緯

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
1948年		10:1		30:1	
1962年		10:1			30:1
1964年	8:1		10:1		30:1
1965年		8:1			30:1
1967年		6:1			30:1
1969年		6:1		20:1	30:1
1998年	3:1		6:1	20:1	30:1

93

表2

各国の職員配置

出所：『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』2009年、全国社会福祉協議会

アメリカ ニューヨーク州	6週～1歳6ヶ月未満児	1歳6ヶ月～3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児
	4:1	5:1	7:1	8:1	9:1
イングランド	2歳未満児	2歳児	3歳以上児		
	3:1	4:1	13:1		
フランス	歩けない乳幼児	歩ける乳幼児	3歳以上児		
	5:1	8:1	15:1		
ドイツ ザクセン州	3歳未満児		3歳以上児		
	6:1		13:1		
スウェーデン	1～3歳児			4～5歳児	
	1クラス上限14人に職員3人			上限18人に3人	
ニュージーランド	2歳未満児	2歳以上児			
	5:1	1～6人:1、7～20人:2、21～30人:3、31～40人:4			

94

表3

各国の保育所面積基準—子ども1人あたり面積—

出所：『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』2009年、
全国社会福祉協議会

アメリカ	3.25㎡
ニューヨーク州	
フランス	3.1㎡(知育室のみ)
パリ	5.5㎡(知育室+午睡室)
スウェーデン	7.5㎡
ストックホルム	
(参考)	1.65㎡(2歳未満ほふくしない)
日本	3.3㎡(2歳未満ほふくする)
	1.98㎡(2歳以上)

【目標】
・保護者交流の場
(カフェや遊び場)
・食寝分離
・数種類の部屋

表4

		平均年齢	勤続年数	給与/月
<small>(賃金構造基本統計調査)</small>				
全産業	2015年	42.3歳	12.1年	333.3千円 女性259.6千円
	2019年	43.1	12.4	338.0
	2020年	43.2	11.9	330.6
保育士	2015年	35.0歳	7.6年	219.2千円 女性218.2千円
	2019年	36.7	7.8	244.5
	2020年	37.6	7.7	249.8
小・中学校教員 2020年		42.4歳	12.7年	448.5千円

環境市民厚生常任委員長報告

(R 4 . 3 . 9)

環境市民厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 5 5 号議案 令和 3 年度亀岡市一般会計補正予算**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

総務費では、令和 2 年度京都府老人医療助成事業費等補助金の精算に伴う、過年度還付金の増額補正、

民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業のクーポン券取りやめに伴う事業費の減額補正、

衛生費では、水道事業会計出資金等の減額補正であります。

また、年度内の事業完了が困難となったため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費などに繰越明許費が設定されています。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 5 6 号議案 令和 3 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算**ではありますが、その主な内容は、特定健康診査等事業費の年間見込みの減額、基金積立金の増額に伴う補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 57 号議案 令和 3 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算**であります。その主な内容は、包括的支援事業・任意事業費の精算見込みに伴う減額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 58 号議案 令和 3 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算**であります。その主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 62 号議案、令和 3 年度亀岡市病院事業会計補正予算**であります。コロナ病床確保による収入補てん等の国・府からの補助金等の増額に伴う補正が主な内容であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。